

令和元年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 むかわ町社会福祉協議会

令和元年度 事業計画

社会福祉法人 むかわ町社会福祉協議会

～「困った」をみすごさない。共に支え合い・助け合い・ しあわせのまちづくり～

I. 基本方針

社会福祉協議会は、公益性と透明性の高い事業・組織の経営を行いながら、事業を実施し、住民の皆様とともに地域福祉の推進に努めています。

さて、現在の社会福祉を取り巻く環境は、社会保障・社会福祉制度が充実しても、急速に進む少子高齢化、人口減少時代を迎える、高齢化率の上昇、単身世帯や認知症患者の増加、生活困窮、老老介護、引きこもり、子どもの貧困等、さまざまな社会構造の変化や生活課題が生じています。

このような中、社会福祉協議会は、地域福祉を進める担い手として、改めて、その存在と役割を發揮することが求められています。

国においては社会福祉法改正のほか、地域共生社会の実現に向けた諸施策が展開される方向にあり、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、住民ひとり一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「我が事」「丸ごと」の地域共生社会づくりが推進されようとしています。

こうした世の情勢を踏まえ、誰もが参加できる地域の居場所や支え合いの仕組みづくり等の住民の活動とともに考え、支えることで、住民主体の地域福祉を推進する使命を果たします。

II. 重点項目

1 【法人運営】

- ・社協の使命と公益性の徹底
- ・組織の充実と活動基盤の強化
- ・ガバナンスの強化
- ・業務量に見合った適材適所の人材配置
- ・6S活動（整理・整頓・清潔・清掃・躰・作法）の実施と励行

2 【財務管理】

- ・財務基盤の確立並びに必要不可欠な公費の安定確保等
- ・各事業ニーズ、費用対効果の精査
- ・収支・コストと費用対効果意識の徹底と事務の合理化

3 【人事管理】

- ・本所と支所間の連携と情報の共有
- ・職員体制の整備
- ・職場内外研修の実施
- ・事業実施体制の改善・整備
- ・事業の目標設定及び評価の実施
- ・職員個々の意欲の喚起と組織の活性化促進

III. 法人運営事業

1. 組織のガバナンス強化（内部統制）と事業運営の透明性の確保

社会福祉協議会は、様々な関係者によって構成されている公共性が高い組織であり、組織のガバナンスの強化（内部統制）や事業運営の透明性の確保など一層の自覚をもった対応が重要である。行政からの補助事業や受託事業にとどまらず、これまで以上に、地域の福祉課題・生活課題に即応した福祉活動の開発・実践に率先した取り組みを展開し、社会福祉法人・福祉施設と連携・協働して取り組むことにより、地域福祉を大きく発展させる役割がある。

2. 法人運営体制の強化

社会福祉法人としての適切な運営に取り組み、組織や財政及び事務局体制の基盤強化を図ることで地域福祉の推進・発展につなげていきます。

（1）法人運営及び実施する福祉事業等についての企画・審議・検討

1. 三役会、理事会の開催
2. 評議員会の開催
3. 監事会（含む定期監査）の実施

（2）部会運営：総務部会及び福祉事業部会

（3）委員会運営：ボランティアセンター運営委員会、広報編集委員会、生活福祉資金貸付調査委員会、たすけあい金庫貸付運営委員会、広報掲載審査委員会

（4）道社協主催の役職員研修や社協職員としての資質向上に向けた研修への参加、職場内研修の実施等

3. 本所・支所の組織の充実

- (1) 本所・支所の職員配置及び適正化に努める。
- (2) 職員の質の向上、能力向上の取り組みとして、自己啓発カードの導入や資格取得の促進、外部研修を中心に、職務に関する専門研修や職層別研修等への積極的参加を促す。
- (3) 職員倫理規程を遵守し職員会議等でコンプライアンスの理解を深める。
- (4) 事業前の打ち合わせ、事業後の反省等を職員会議で（年4回）報告し、協議する。ミーティングは必要の都度開き意識教育を徹底する。
- (5) 多様な住民の福祉ニーズに対応するため、「生活支援員」からの情報収集に努める。

4. 法人財源基盤の安定

- (1) 社協は住民主体の民間団体として、活動の自主性を高めていくためにも自主財源の確保が必要です。地域に密着したより良い福祉サービスの提供、地域福祉の推進を図るために、会員（会費加入）募集を行います。
- (2) 社協広報誌「ふくしだより」への企業等の有料広告掲載に係る周知を図り、掲載企業等を募る。
- (3) 行政等の事業受託、収益事業等への可能性の有無を模索する。
- (4) 公費の適正な財源確保を図る必要性について、むかわ町の理解と協力を積極的に働きかける。
- (5) 共同募金（赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金）は貴重な自主財源となることから、共同募金委員会と連携を図り、町民や企業、各種団体の協力のもと10月1日から12月31日までの3ヶ月間募金活動を展開します。

5. 社協事務所・福祉活動拠点施設の適切な利用

本所、支所事務所は、むかわ町の理解のもと十分なスペースと明るい環境のもと、社協専用スペースとして高齢者や障がいのある方、ボランティア、協力者等誰もが気軽に立ち寄れる場所として適切に活用する。

相談業務で、来所される方のプライバシーを確保するため環境整備に努める。

また、福祉活動拠点として、住民の福祉活動拠点となる施設機能を持った「ボランティアセンター」「介護予防センター」「町民センター」等をサロン事業などで有効に利用する。

6. サービスの質の向上の取り組み

福祉サービス利用者支援のため、苦情があった場合には誠心誠意対応し、事情調査に取り組み、解決に向けて苦情解決システムの運用を図る。

7. 生活支援・介護予防サービス体制整備事業の委託

平成29年度より、町より委託を受け始まった事業で、むかわ町地域包括支援センターと連携し協働で事業を推進していきます。介護予防を含む住民主体による活動や支援体制の開発と生活支援等サービスの開発は一体的に行われることが望ましく、できるだけ多くの地域の主体や元気な高齢者の参加を得て生活支援等サービスが提供できる体制や基盤をつくる生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を継続して配置する。

8. 第5期地域福祉実践計画の取り組み

第5期地域福祉実践計画の進捗状況や事業評価等を行い、適正な運用を図ります。社会・経済情勢の変化や社会福祉動向などに対応するため、必要に応じ計画内容の見直しを福祉事業部会等で協議する。

IV.広報・啓発事業

1. 広報誌の発行、各種情報の提供

- (1) ふくしだより(ボランティア情報誌を含む)を、年6回発行全戸配付する。
- (2) 社協概要を7月に発行し、福祉関係機関などに配布する。
- (3) 地域活動を推進するため、各種情報を掲示板等で提供する。
- (4) ホームページを必要時に更新し、ボランティア活動や福祉活動、各種事業等の情報の充実に努め、新着情報や事業報告をタイムリーに発信、また法人情報の積極的開示を推進し、地域福祉に対する理解と認識を高める。
- (5) 新聞(道新、苦民など)による福祉情報提供の推進及び広報誌と連携し、福祉企画・福祉事業等の情報を発信し、地域福祉の啓発を図ります。

V.地域福祉活動事業

1. 第4回むかわ町社会福祉大会の開催

本大会では、多年にわたり社会福祉の発展に功労のあった方々を顕彰し、感謝と敬意を表するとともに、福祉関係者並びに幅広い世代の住民が一堂に集い、地域を取り巻く課題に興味関心を抱き、身近な福祉活動の活性化へと繋げることにより、『「困った」を見すごさない。共に支え合い・助け合い・しあわせのまちづくり』への取り組みを推進することを目的に開催いたします。

2. 地域ネットワーク事業の推進

第27回ふれあい広場の実施

地域住民が誰でも気軽に参加し、お年寄りや心身にハンディキャップのある方、児童や生徒が一緒になって「ふれあい」の場をとおして、福祉活動に対する住民の理解をより深めるため、参加された方々が支え合い、人に優しい心の「わ」の広がりと、今後の地域福祉活動の推進を図るため『困った』を見すごさない。共に支え合い・助け合い・しあわせのまちづくり」をテーマに、四季の館「たんぽぽホール」をメイン会場とし実行委員会を組織して屋内で開催する。

3. たまり場の支援

高齢者の居場所づくりや子育て中の親が抱える悩みの相談の場、さらには障がいのある人たちの活動の場等、その対象や活動内容はますます広がっています。近隣の住民を含めた地域の課題をキャッチする拠点ともなり、地域住民同士のつながりを深める自主活動の場とし、鶴川駅舎内を活用し地域で交流の場（みんなの茶店等）を設けることで、住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりを目指すボランティア支援を行う。

4. 自治会（町内会）活動推進事業

（1）むかわ町地域福祉活動推進奨励事業

高齢化が急ピッチで進行し、ひとり暮らしの高齢者の孤独死や、介護疲れによる悲しい事件が起きるなど、さまざまな社会問題が発生している。「誰もが健康で安心して生活できる地域社会」にするには、地域（自治会・町内会）での高齢者や障がいのある方を地域が連帯して支え合う取り組みが不可欠である。これらの活動を自治会・町内会単位で主体的に取り組むことを奨励し、①見守り活動②日常生活支援活動③社会参加活動を実践した地区に活動費の一部を助成する。

（2）福祉委員活動の推進

福祉委員は、地域に目を向け、住民の生活・福祉課題を見つけ出し、関係機関（者）につなげる地域のボランティアです。住民目線で地域のさまざまな困りごとに気付いてもらい、早期発見から早期対応につなげていくために「目配り」「気配り」「心配り」をしていただいている。地域のつながりが希薄化している一方で、生活をしていく上での問題・課題は増大かつ複雑・多様化しています。これらを解決していくためには、地域にある生活・福祉課題をみんなで考え、行動していく必要があります。

具体的に推進するため自治会・町内会長の協力を得て情報交換の場や新任委員のための研修を実施する。

5. 福祉活動車両及び福祉機器・備品の貸出サービス

- (1) リフト付きワゴン車を整備し、単独で移動困難な高齢者、障がい者等並びにボランティア団体、自治会町内会、福祉団体等に社協公用車を貸し出すことにより、外出支援・社会参加を促進及び団体活動を支援する。
- (2) 車いすや電動ベッド等の福祉機器を必要な方へ貸し出しをします。
介護保険制度での購入、レンタルや障がい福祉制度での助成が対象となる方など制度では対応できない方へ貸し出しをします。
また、福祉教育での車いす体験等、学校での授業の一環での活用や選挙による各選挙投票所への配置などにも貸し出しをします。
- (3) 行事用テント、遊具などの備品を無償で貸し出しをします。

6. 生活改善合理化普及奨励事業及び社協葬祭協力

- (1) 生活改善合理化による虚礼廃止を奨励し、慶弔用ハガキの作成、提供
- (2) 会員加入自治会・町内会が主体で行われる葬祭に協力する。
- (3) 町民の弔慰に対して、故人への追悼と敬意を表するため、レタックスにより弔慰文を送付する。

7. 福祉団体助成事業

- (1) 遺族会への活動費の助成と支援を行う。
- (2) 自治会婦人部連絡協議会への活動費の助成を行う。

8. 高齢者福祉活動事業

- (1) 老人クラブ連合会事業への支援
スポーツ大会、演芸発表会、研修及び交流事業などの実施、ボランティア活動を通じて社会参加する等、健康増進とふれあいの機会を拡充するとともに、生きがいを持って生活するよう支援する。
- (2) いきいきふれあいサロンの推進
65歳以上でディサービスに通っていない、外出の機会が少なくなった高齢者を対象に、毎月ないし隔月に軽い体操やレクリエーション、そして昼食を共にしながら憩いの場づくりとして実施する。町の「あった〇事業」対象者に町発行カードに参加確認のスタンプを押し支援する。

むかわ町生活支援事業

まる

■あった〇事業（温泉施設健康づくり等事業）

温泉で身体をあたためて、人と語らう機会を多く持ち、心もあたたまっていた
だきます。

対象者	内容	申請について
70歳以上の町民の方、翌年3月31日までに70歳になる方も含みます。	町内温泉施設に入浴または「いきふれあいサロン」「なかよし広場」（社会福祉協議会事業）に参加すると、スタンプを1個押します。スタンプが10個たまると無料入浴券1枚と交換いたします。新しいスタンプカードは無料入浴券と一緒に交付いたします。入浴料金は、入浴者負担です。 発行時：すでに5個スタンプ押印されている。 ＊富内は7個押印されている。 ※当分の間、スタンプ5個（富内生きがいセンターは3個）で無料入浴券1枚と交換します。	初回のみ申請が必要。 本所：保健介護グループ 支所：健康グループ ・申請には運転免許証、健康保険証など、住所・氏名・年齢が分かるものを持参してください。 <町内温泉施設> ・むかわ温泉四季の館 ・樹海温泉はくあ ・樹海温泉ほべつ ・富内いきがいセンター

（3）男の料理教室の推進

60歳以上の男性を対象に料理の基礎技術等を習得し、日常生活において栄養バランスの良い食事を心がけることにより、生活環境の改善、増進を図り、介護予防に繋げる。

（4）地区敬老会などへの祝い品の贈呈

地区敬老会や施設の敬老会に参加し、長寿を祝い祝品の贈呈をする。

9. 障がい者福祉活動事業

身障者福祉協会むかわ支部のスポーツ大会、研修及び交流などの支援をし、活動費を助成する。

10. 児童・青少年福祉活動事業

- (1) 子供会連絡協議会に、活動費を助成し支援する。
- (2) 児童生徒健全育成事業（親子バス遠足）

ひとり親・障がい児のいる世帯等の青少年が、集団生活の中で仲間に對して思いやりのある心を育て、交流及び研修を深めることを目的とする。

11. 母子・父子福祉活動事業

- (1) むかわ町つくしの会（母子会）に、活動費を助成し支援する。
- (2) 低所得世帯でひとり親家庭の小学校及び中学校修学旅行児童及び生徒に支度金として助成する。
- (3) 低所得世帯でひとり親家庭の小学校入学児童及び中学校卒業生徒に支度金として助成する。
- (4) 低所得世帯でひとり親家庭の児童に対して、小学校入学時に希望があればランドセル（ハーバーブルー、ピンク、オーロラピンク、サクラ色限定）を贈呈する。

VI.社会福祉に関する各種団体との連携

(1) 民生児童委員協議会との連携

地域で支援が必要な人を把握し、必要な解決窓口につなぐ民生児童委員の取り組みは、相談支援の充実と相まって年々重要性が高まってきています。民生児童委員の方々とより一層の連携を強化し、共に解決をめざす取り組みを推進します。

- ・定例民協への参加など

(2) 保健、医療、福祉との連携

保健・医療・福祉の共通した課題に向けて関係機関との協力のもと取り組みを行っていきます。

- ・地域ケア会議（月2回）
- ・定例連絡会議（月1回）
- ・地域ケア推進会議（不定期）
- ・認知症高齢者支援ネットワーク会議（不定期）

(3) 道社協及び胆振管内市町社協との連携

道社協及び胆振管内市町社協との福祉情報の共有や連携強化を図ります。

VII.在宅福祉サービス事業

1.受託事業

(1)外出支援サービス事業

公共交通機関を使用できない高齢者等に、地域の病院や入浴等送迎サービスを実施する。

(2)配食サービス事業

地域の独居高齢者や高齢者夫婦世帯等を対象にボランティアによる見守り活動を含めた配食活動を実施する。

2.生活支援事業

(1)高齢者等生活支援事業

制度の狭間にある多様な福祉ニーズに弾力的に対応するため、社協の独自事業として次の事業を実施する。

生活支援事業内容	支援額・利用料
ア.おでかけ支援事業 在宅の独居高齢者及び高齢者夫婦世帯で、とじこもりがちな方に対して、お楽しみ行事、買い物、交流会、ドライブ、温泉入浴等へのおでかけを支援する事業	利用者負担額 必要に応じて実費相当額
イ.独居老人等窓ビニール張り事業 老朽住宅に居住する在宅高齢者等で、窓にビニールを張ることによって、少しでも暖かい生活ができるよう支援する事業	利用者負担額 無料
ウ.災害見舞金の支給事業 火災、風水害等により、家屋等が使用に耐えない程に焼失、流失、崩壊した町民に、見舞金を支給する。	支援額 1世帯あたり 1万円

(2)日常生活自立支援事業の推進

認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に対して、福祉サービス利用の援助、日常的な金銭管理等を行い、在宅での自立した生活を支援する。また、事業周知を図り専門員及び生活支援員と連携を密に推進する。

(3)長寿祝い金の贈呈事業

満100歳に達した長寿者に祝い金及び花束を贈呈する。

(4) 歳末たすけあい助成事業（共同募金委員会の協議内容を受け助成する。）

① 歳末見舞い金（品）を支給（贈呈）する。

② おせち料理を配食する。

③ 地域福祉サービス事業

ア. 独居高齢者世帯等窓ビニール張り（再掲）

老朽住宅に居住する在宅高齢者等で、窓にビニールを張ることによつて、少しでも暖かい生活ができるように支援する。

イ. 家事援助サービス利用券配付事業

自力で家事を行うことが困難な高齢者等に家事援助を行う。

VIII. ボランティア活動事業

1. ボランティアセンターの運営

ボランティア活動に参加しやすくなるように、相談窓口としての機能を充実させ、情報を集約・発信して、住民のボランティア活動への参加の裾野を広げるよう推進し、拠点となるボランティアセンター機能の充実を図る。

(1) ボランティアコーディネーターの配置

ボランティアセンター活動を推進するために、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアに関する相談窓口の機能を充実させ、ボランティアニーズの把握やマッチングなど窓口の周知活動に努める。

(2) ボランティア活動に関する広報・情報収集および提供

① 地域の団体や関係機関への啓発、連携と協力

② ボランティア情報誌、ホームページ、研修などのチラシ等での情報発信

③ ボランティアセンター登録グループの紹介、広報などの作成や配付

④ ボランティアセンター備品を整理し、情報発信及び貸し出しを行う。

2. ボランティア活動事業の推進

(1) ボランティア団体の強化育成

各種団体活動推進のため助言・協力し、一部経費の助成をする。

(2) ボランティア実践者などの研修の実施

ボランティア活動を実践している活動者やボランティア活動に興味関心を持つ地域住民に対し、研修の機会を設け、ボランティアの底上げ目指すとともに各種ボランティア事業への参加、実践者を育てまた、学童、生徒等のボランティア活動を町民に報告し活動の幅を広げる研修会を実施する。

(3) 福祉教育推進事業

町内の学校及び関係機関と協働し、町民がボランティア活動等を通して地域に関わる機会を設け、福祉教育を促進できる環境を整える。

(4) ボランティアアドバイザーなどの実践活動の実施（なかよし広場）

ボランティアアドバイザー研修及びボランティア研修を終え、実際に実践できる場を提供し、今後のボランティア活動の一層の振興を図るため、鶴川地区は町内の拠点施設を利用し6地区で、穂別地区は3地区でなかよし広場を実施する。町の「あった〇事業」の対象者でスタンプカードを交付され参加された方に社協スタンプを押し支援する。

(5) ボランティア活動の組織や交流の推進

- ① ボランティアとの交流を通じ、広くボランティアについて理解してもらう場の提供
- ② 活動内容が共通するグループの交流や情報交換の機会の提供

(6) ボランティアの活動基盤整備

- ① ボランティアポイント事業の周知及び活動の充実
町民・各種団体等への説明会開催
- ② ボランティア登録とボランティア保険加入促進
- ③ 災害ボランティアの登録と組織化
- ④ ボランティアグループへの活動助成

(7) 学童・生徒ボランティア活動普及指定校に、活動費を助成する。

(8) リサイクル活動事業（収集ボランティア）の推進

リングブル、古切手、書き損じ葉書、使用済みテレホンカード回収等のリサイクル活動を奨励する。

IX.生活福祉資金等貸付事業（貸付実施主体：道社協 委託：町社協）

低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。民生委員と連携して相談に応じ、申請手続きの支援等を行う。

(1) 総合支援資金 (①生活支援費 ②住宅入居費 ③一時生活再建費)

失業等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して貸し付ける資金

(2) 福祉資金 (①福祉費（目的別に複数の資金醜類あり）②緊急小口資金)

低所得者、障害者世帯又は高齢者世帯（毎月一定の収入がある世帯）で、日常生活を送る上で、一時的に必要であると見込まれる資金に対する貸付

(3) 教育支援資金 (①教育支援費 ②就学支度費)

低所得者世帯で、高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要であると見込まれる資金に対する貸付（毎月一定の収入がある世帯）

(4) 不動産担保型生活資金

（①不動産担保型生活資金 ②要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

低所得者の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸付

X.たすけあい金庫貸し付け事業（貸付実施主体：町社協）

生活困窮者に対して、応急生活資金、応急医療費などの生活つなぎ資金として、民生委員と連携して必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにたすけあい金庫貸し付け事業を行う。

XI.心配ごと相談事業

心配ごと相談所を設置し、生活しているなかでの困りごとや心配ごとについて、職員が相談に対応します。法的な専門知識を必要とする場合には、関係機関へ引き継ぎ、問題解決や不安解消へのお手伝いを致します。また、行政からの要請を受け「行政相談週間」に心配ごと相談員として職員の派遣を行う。